

【仮訳】

日本向けE Vプログラムに関するAMS 監査結果報告書（概要）
2006年5月

輸出証明(E V)プログラムは、FSISの法令で定められた検査に含まれない、輸入国が定めた特定製品要件を充足するために開発された。E Vプログラムは、施設がISO(9001:2000)により開発された国際的に受け入れられたシステムに基づくプロセス管理システムを開発しているという前提のもとで機能する。

AMSは、実際に製品を日本向けに出荷した25の施設について追跡監査を行った。この監査の目的は、日本向けQSA/EVプログラムで策定されたトレーサビリティ・システムが強固なものであり、不適合製品が存在する場合に有効に機能することを証明することであった。具体的には、追跡監査の範囲には、2005年12月13日から2006年1月20日までの間に(日本向けに)出荷された製品が含まれた。監査官は、出荷・生産記録及びトレーサビリティ・システムを用いることにより、この期間中に日本向けに出荷された製品について、受け入れ可能な枝肉あるいは月齢が判明した牛由来であったことを検証するための追跡調査を実施することができた。全ての製品名及び製品コードは、それらにはせき柱が存在せず、骨なし(boneless)あるいは(部分的に骨を除いた)準骨なし肉(semi-boneless)であったことを示した。出荷記録と生産記録のレビューは、出荷した製品すべてには定められた除去部位、すなわち、せき柱、せき髄、牛の頭部及び回腸遠位部が存在しなかったことを証明した。

QSA/EV(プログラム)の監査は、2006年4月24日から5月4日まで、日本向けE Vプログラムにリストされた35のすべての施設について行われた。不適合事例が確認されたが、これらは製品の許容性あるいは利用可能性に影響を及ぼすものではなかった。すべての施設では、定められた除去部位が効果的に除去されており、日本向けE Vプログラムの特定製品要件を充足することができていた。

結論として、米国は、安全で高品質な牛肉を供給するため、日本の基準を充足することに高いプライオリティーをおいている。我々はこれらの基準を理解している。AMSのプロセス管理システムは、我々の世界中の貿易相手国により要求される高い基準をUSDAが充足することを可能とする調和したシステムである。